

電気事業連合会 行動指針

2 0 0 2 年 1 2 月 2 0 日

電気事業連合会

今 回 の 見 直 し に あ た っ て

電気事業連合会では、社会との信頼関係をより強固なものとし、電気事業の健全な発展に資するよう、1997年10月に、「電気事業連合会行動指針」を策定し、その実践に取り組んできた。

こうしたなか、先般の原子力自主点検問題を契機として、社会からの、原子力に対する信頼、ひいては電気事業に対する信頼を損ねてしまったことは真摯に反省しなければならない。

今回の問題は、電気事業の根幹を揺さぶる、創業以来の最大の問題である。電気事業の重要な存立の基盤である社会からの信頼が揺らいだ今、改めて原点に立ち返り、業界全体が全力を挙げて信頼回復に取り組んでいく必要がある。

こうした反省を踏まえ、「電気事業連合会行動指針」を改定することとした。

我々は、この新たな指針を遵守していくことにより、社会からの電気事業に対する信頼回復を図るものである。

以 上

電気事業連合会行動指針

2002年12月20日

電気事業連合会

電気事業は、我が国のエネルギー基盤を支える基幹産業として、電力の安定供給を通じ、国民生活の向上と社会・経済の発展に寄与するという使命を担っている。

こうした認識のもと我々は、社会の一員として事業活動の原点は社会との信頼関係にあることを強く自覚するとともに、法令遵守はもとより、誠実かつ公正で透明性のある事業を着実に展開することにより、揺るぎない信頼のもと電気事業の健全な発展に取り組む。

I. エネルギー基盤を支える基幹産業として

1. エネルギーの供給責任

- ・エネルギー供給の根幹を担う電気事業の使命を自覚し、良質で安価なエネルギーの安定供給とサービスの向上を図る。

2. 安全確保

- ・事業の推進にあたっては、安全意識の高揚を図り、公衆安全の確保を最優先する。

3. 環境保全

- ・地球環境問題、資源のリサイクルなど幅広い視野に立ち、事業活動全般にわたり環境保全に取り組む。

4. 地域貢献

- ・地域社会の理解、支援が事業活動の基盤であることを認識し、地域社会の発展に貢献する。

II. 社会から信頼される事業者として

5. 法令遵守

- ・法令やルールの遵守をあらゆる事業活動にわたって徹底する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは断固として対決する。

6. 実かつ公正な事業活動

- ・社会的良識をもって誠実かつ公正な事業活動を遂行する。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

7. コミュニケーション

- ・積極的かつ公正な情報開示や広聴活動を行い、お客さま、株主、地域社会の皆さまなど広く社会とのコミュニケーションを図る。

8. 明朗な企業風土

- ・従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重し、よき社会人たることを奨励する。また、社内部門間の連携を深め、風通しのよい自由闊達な企業風土を醸成する。

9. トップの責務

- ・経営トップは、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、高い倫理観を涵養し企業倫理の徹底を図る。
- ・本指針に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止を図る。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以 上

電気事業連合会行動指針の基本的施策

I. エネルギー基盤を支える基幹産業として

1. エネルギーの供給責任

- 最適な電源構成に向けた取り組みの推進
- 供給信頼度の維持
- 経営効率化の徹底
- お客さまのニーズを反映したサービスの向上
- 技術力の維持・向上

2. 安全確保

- 原子力をはじめとした電力設備の安全性確保
- 協力企業と一体となった自主保安体制の徹底
- 安全に対する教育・訓練の一層の充実
- 地域と一体となった防災対策の推進、災害発生時の迅速な復旧対策の実施

3. 環境保全

- 原子力や自然エネルギーの推進等による地球温暖化防止対策の推進
- 地球環境保全に向けた事業活動の展開
 - ・環境保全のための経営方針の徹底、社内体制の整備
 - ・循環型社会形成に向けた3 R (Reduce, Reuse, Recycle) の推進
 - ・省エネルギーの推進
 - ・自然保護活動への貢献

4. 地域貢献

- 地域社会との共生
 - ・まちづくり、地域開発計画等との連携
 - ・新産業創出、地域産業振興への支援
 - ・社会貢献活動の推進・支援

II. 社会から信頼される事業者として

5. 法令遵守

- 事業活動に関わる法令・ルール遵守の徹底
- 競争条件の公平性・透明性の確保
- 個人情報、知的財産権の保護
- 反社会的勢力、団体に対する毅然とした対応

6. 誠実かつ公正な事業活動

- 企業倫理の徹底に向けた施策の推進
 - ・「企業倫理ヘルプライン（相談窓口）」の整備
 - ・企業倫理の涵養に資する教育・研修・日常的な意識啓発の実施・充実
- 適切な業務品質保証体制の徹底
- 政治・行政との健全かつ正常な関係の維持

7. コミュニケーション

- 事業活動に関わる情報発信と広聴活動の展開
 - ・積極的なIR活動の推進
 - ・地域社会の皆さまとのコミュニケーション活動の充実
- トラブルに関する情報の適時・適切な開示

8. 明朗な企業風土

- よき会社人である以前によき社会人であるべきという意識の醸成
- 従業員の主体性と創造性の発揮に向けた諸施策の推進
- 従業員の安全確保と職場環境の整備
- 人権の尊重と機会均等の確保
- 社内部門間における意識・情報共有化の徹底

9. トップの責務

- コンプライアンスを重視した経営姿勢の社内外への表明および具体的取り組みの情報開示
- コンプライアンス推進体制の整備、浸透・定着状況のチェック・評価及び見直し
- 危機管理体制の整備、緊急事態発生時の迅速かつ適切な対応
- 責任の明確化と厳正な処分

以 上